

令和3年度 インキュベーション施設整備・運営費補助事業

補助事業のあらまし

本事業の目的と概要

「インキュベーション施設整備・運営費補助事業」は、東京都が認定した事業※のうち優れた取組に対して、施設運営のレベルアップに必要な整備・改修及び運営に関する経費の一部の補助を行うものです。

※東京都が行う「インキュベーション施設運営計画認定事業」により採択された事業のことです。

・申請し採択された場合、当該インキュベーション施設の改修工事や運営に要した経費について、最大3年間、2/3の補助率により後払いで補助金を受け取ることができます。

・補助金を受けるためには「都の認定事業」及び「公社の補助事業」ともに採択されることが必要です。

・現在「都の認定」がなくても、今年度に「認定事業」及び「補助事業」に同時申請し、両者採択されることで補助を受け取ることができます。

事業概要

補助対象事業	東京都が行う「インキュベーション施設運営計画認定事業」に認定された事業のうち、優れた取組を行う事業者。ただし、大企業（みなし大企業を含む）は除く。
補助対象期間	<p>《整備・改修費》 交付決定日から最長2年</p> <p>《運営費》 整備・改修費の補助対象期間終了日の翌日から1年以上最長2年</p> <p>※原則、整備・改修費と運営費の補助対象期間は、通算3年間が上限です。</p>
補助率	2/3以内（区市町村は、1/2以内）
補助限度額	<p>《整備・改修費》 2,500万円（区市町村は2,000万円）</p> <p>《運営費》 年毎2,000万円（区市町村は年毎1,500万円）</p> <p>※多摩産材を使用して施設整備を行う場合及び多摩産材什器等を購入する場合は、当該部分につき3/4以内補助</p>
補助対象経費	<p>《整備・改修費》 工事費、施工管理費、建物・施設取得費、不動産賃借料、備品費、広告費</p> <p>《運営費》 人件費、備品費、建物管理委託費、広告費、専門家報酬、備品等賃借料、会場借上料</p>

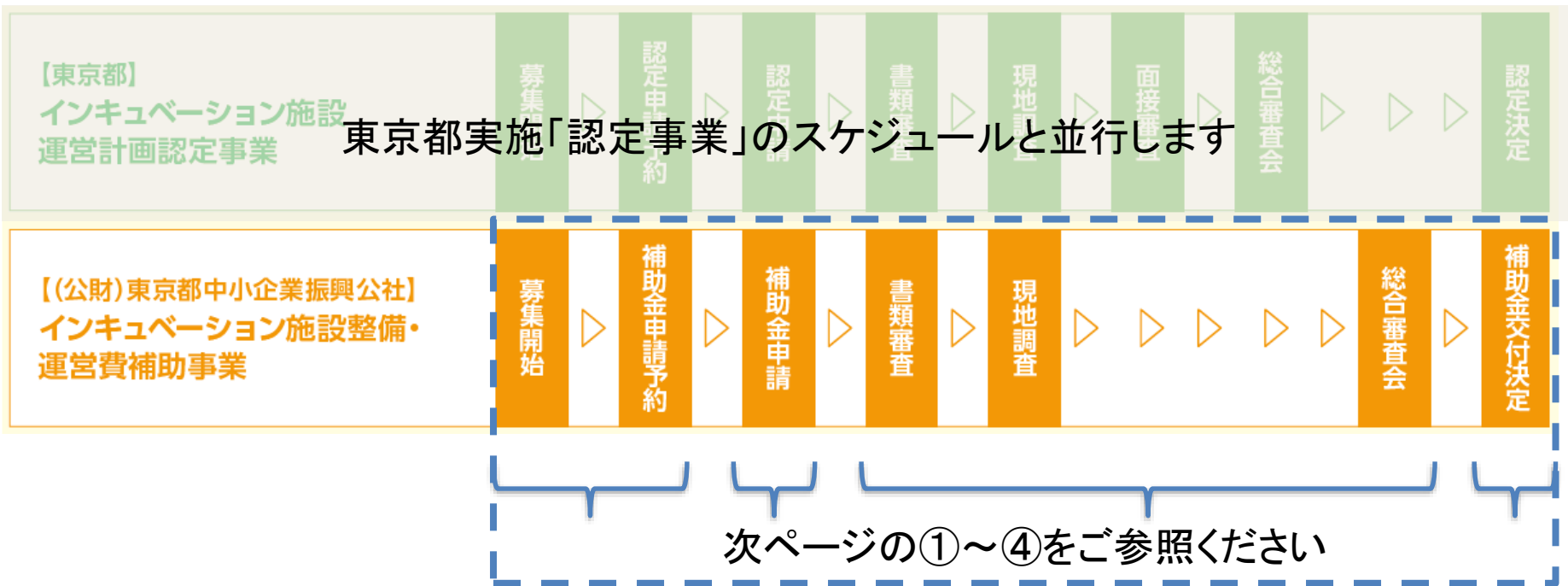
補助対象経費として認められるための注意

- 東京都実施「インキュベーション施設運営計画認定事業」で認定された事業の実施に必要な経費であること。
- 補助対象期間（交付決定日から最大3年間）に契約、履行（取得）、支払まで完了した経費であること。
- 契約書、支払証拠書類、その他必要な書類により、使途、単価、規模の確認ができ、本事業にかかるものとして明確に区分できる経費であること。
- その他、募集要項記載のルールに従っていること。

補助対象経費として認められない例（一部）


- 契約書、支払証拠書類、その他必要な帳票類が不備の経費
- 公租公課、通信運搬費、光熱水費、新聞購読料、書籍代、団体等の会費、収入印紙代等
- 茶菓、飲食、娯楽、接待の費用
- 他の事業と補助事業とに明確に区分できない経費
- 業務委託等において成果物等の資産が受託者に帰属する契約を締結したもの。業務委託のうち、受託者が第三者へ再委託したもの
- 親会社、子会社、グループ企業等関連会社、役員の子が経営する会社、代表者の親族との取引
※その他詳細は募集要項をご確認ください。

募集スケジュール



認定事業及び補助事業は、申請後、同時並行で審査を実施します

※認定を受けることができなかった場合はインキュベーション施設整備・運営費補助事業の補助金が交付決定されることはありません。



募集スケジュール（詳細）

①申請予約	6月16日（水） ～6月30日（水）	(1) 必ず募集要項等を確認し、申請書類を準備してください (2) 申請受付日の予約は、左記期間内に東京都創業支援課へ電話で行ってください
②申請受付	7月8日（木） ～7月16日（金）	(1) 上記①で予約した日に、準備した提出書類を持って、 東京都庁 第一本庁舎20階 へお越しください。 (2) 申請書類は、必ず説明できる方がお持ちください
③審査期間	受付後 ～12月末	(1) いただいた書類を審査する期間です (2) 適宜ご連絡し、内容を確認させていただく場合があります。 (3) また、現地調査（申請建物の調査）を実施する際は、日時指定させていただき、お伺いします
④交付決定	令和4年1月上旬 （予定）	(1) 審査結果を踏まえ、補助金に係る採択/不採択をご連絡します (2) 採択されたら、補助対象となった事業を開始してください

その他の注意事項

○申請にあたっては工事の場所及び内容が確定していることが必要です

○既存施設及び工事計画については、関係法令に適合していることが必要です。

(1)「対象物件チェックリスト」により、施設建物の状況を確認し、可能な限り法令違反等の疑義を解消してください。なお、施設について建築主事又は消防署へ相談した場合は、その内容を議事録とし、申請時に提出してください。

(2)図面については、工事前・工事後の2種類について縮尺、寸法、各室の用途、避難経路等を明示した平面図を必ず提出してください。なお、緩和措置、法令根拠、排煙計算の根拠及び建築士等専門知識を有する方の記名・押印されたものとしてください。※記入例「工事後の提出図面」参照

○補助金の支払はすべて後払いです。

○別紙「募集要項」「Q&A」もあわせてご確認ください。

ご質問について



申請にあたってのご質問等については、下記の方法により、メールで東京都及び東京都中小企業振興公社双方へお寄せください。認定事業及び補助事業で回答をまとめ、担当者よりご回答いたします。

 TOKYO創業ステーション

申請

「インキュベーション施設整備・運営費補助事業」は、都が実施する「東京都、選れた事業に対して施設運営のレベルアップに必要な整備・改修及び運の取組みを後押しするものです。

募集要項・申請書等

- 募集要項 [PDF: 1,249KB]
-  申請書様式 [ZIP: 528KB]
-  記入例 [ZIP: 502KB]
-  Q&A集 [PDF: 1,135KB]

申請予約（認定事業の申請予約と合わせて

「ご質問方法手順」

① ウェブサイトにアクセスしてください

<https://startup-station.jp/m2/services/sogyokassei-incu/incu-send/>

② 表示される『ご質問票』をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、様式記載のアドレス（東京都及び中小企業振興公社）へメール添付の上送信してください

※ 質問受付の期間は、申請の予約期間終了までです。ご注意ください。